

野田市行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市行政手続条例（平成8年野田市条例第26号）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第3章（略） <u>第4章 行政指導(第30条―第35条)</u> <u>第4章の2 処分等の求め(第35条の2)</u> 第5章・第6章（略） (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア（略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ（略） (6)～(8)（略） 2（略） (適用除外) 第3条 次の各号に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(4)（略） (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。)及び法令に基づいてされる行政指導 (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 (7)（略） (8) 第3章に規定する聴聞<u>又は</u>弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のため	目次 第1章～第3章（略） <u>第4章 行政指導(第30条―第35条)</u> 第5章・第6章（略） (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア（略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ（略） (6)～(8)（略） 2（略） (適用除外) 第3条 次の各号に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(4)（略） (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。)及び法令に基づいてされる行政指導 (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 (7)（略） (8) 第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のため

の手續においてされる処分及び行政指導

2 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければ

ための手續においてされる処分及び行政指導

2 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければ

ならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和 27 年野田市条例第 9 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の一般原則)

第 30 条 (略)

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったこと又は第 35 条第 1 項

ばならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和 27 年野田市条例第 9 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の一般原則)

第 30 条 (略)

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったこと又は第 35 条第 1 項

の規定による行政指導の中止等の求めをしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、行政指導に協力が得られない場合において、他の条例で定めるところにより、当該行政指導の趣旨及び内容その他当該条例で定める事項(次項において「事実等」という。)を公表することを妨げない。

(行政指導の方式)

第 33 条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(市の条例並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例をいう。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した

の規定による苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、行政指導に協力が得られない場合において、他の条例で定めるところにより、当該行政指導の趣旨及び内容その他当該条例で定める事項(次項において「事実等」という。)を公表することを妨げない。

(行政指導の方式)

第 33 条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(苦情の申出)

第 35 条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、理由を記載した書面により、その是正その他必要な措置を執るよう苦情を申し出ることができる。ただし、許認可等又は不利益処分に至るまでの過程において行われる行政指導にあっては、当該許認可等又は不利益処分がなされた後においては、この限りでない。

2 前項の市の機関は、同項の苦情の申出を誠

申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

実に処理しなければならない、当該苦情の申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずるものとする。